

## 甲府市農業委員会 1 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 1 月 2 8 日（金曜日）午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18 名）

会長・西名 武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男      2 番 小松 芳彦      3 番 菊島 建      4 番 池田 哲郎  
5 番 落合 洋子      6 番 關野 登      7 番 田中 由美      8 番 後藤 良仁  
9 番 土屋 三千雄      10 番 越石 和昭      11 番 小澤 博      12 番 山村 忠弘  
13 番 雨宮 洋文      14 番 末木 瑞夫      15 番 矢崎 正勝      16 番 塚田 泰英

4. 欠席委員（1 名）

### 【農業委員】

5 番 落合 洋子

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職氏名

事 務 局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 青木 進  
振興係 係 長 牧野 公治  
主 任 前島 文子

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 令和 4 年 2 月告示分農用地利用集積計画の承認について  
議案第 5 号 令和 4 年 2 月告示分農地中間管理権に係わる農用地利用集積計画の承認について  
議案第 6 号 農用地利用配分計画（案）の作成について  
議案第 7 号 令和 4 年度農作業臨時雇賃金等標準額について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 甲府市賃借料情報について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和4年1月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中18名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会1月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、1月定例総会の議事録署名委員ですが、3番の菊島 建（きくしま たつる）委員、4番の池田 哲郎（いけだ てつろう）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

それでは議案審議を始めます。

【議案第1号】

議案第1号 農地法第3条による許可申請について審議いたします。事務局より説

明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第3条許可申請は有償移転が1件、無償移転が1件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。白山橋から〇〇mほどの範囲に位置する農地で、東面は農地および宅地、南面は宅地及び道路、西面は道路及び農地、北面は農地および道路となっています。

譲受人は譲渡人の〇〇にあたり、〇〇で〇〇を行っているが、譲渡人が〇〇となったことから、申請地を〇〇により取得し、譲受人に〇〇したいとのことです。

譲渡人の現在の経営面積は〇〇㎡であり、譲受人と〇〇であるため計画面積は変わらず、申請地には引き続き〇〇する計画です。

続きまして、議案書2ページ2番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。譲受人は〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第1号は決定し、許可書の交付をまいります。

つづいて、議案第2号は農地法第4条の規定による許可申請について審議いたしま

す。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の4条許可申請は2件ございます。

議案書3ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は〇〇において、〇〇として〇〇で〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を〇〇に転用したいとのことでした。

議案書2番、地図は2ページの4条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は、平成〇〇年頃より、申請者が〇〇として転用していたことから、今回〇〇による申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつの説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特にないようでございますから、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第2号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つづいて、議案第3号は農地法第5条の規定による許可申請について審議いたしません。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は所有権移転が14件となります。

最初の案件は県許可の案件です。総会で許可相当となった場合、県に進達という形を取り県知事許可となります。

議案書4ページの1番から8ページの13番、地図は3ページの5条No.1～No.13をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲受人・譲渡人については、議案書記載のとおりです。

甲運小学校入口バス停から〇〇mほど〇〇の範囲で、東面、西面は農地および宅地、南面は農地、北面は道路及び宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇しているが、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇として転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書9ページの14番、地図は4ページの5条No.14をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は〇〇において〇〇しているが、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。5条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○右左口上九地区（柿嶋職務代理）

これ、〇〇ですよ。これ具体的な利用ですが、〇〇の方ですか。どういう形態で使いますか。

○事務局（青木係長）

〇〇として使います。〇〇名程おりまして、今ある〇〇では足りないということで、新たに使いたいと。ちなみに地図を見ますと、どこから入るんだと思いますが、申請地の〇〇側に〇〇というのが地図上にございますけれども、ここも既に〇〇でありまして、〇〇と隣にある道路を〇〇して出入りをするという予定になっております。以上です。

○議長（西名会長）

他にはどうですか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

無いようであれば採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 3 号については、決定します。1 番から 13 番の案件につきましては、2 ヘクタール以上なので県許可となりますので、許可相当ということで県に進達します。

なお、14 番の案件については 1,000 ㎡以上の案件になりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 3 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 10 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

11 ページからは令和 3 年 12 月 17 日から令和 4 年 1 月 16 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 3 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号 令和 4 年 2 月告示分 農用地利用集積計画についてですが、審議に先立ち、利用権設定の 6 番及び 7 番の案件は、越石委員が関係する案件、利用権設定の 9 番及び 10 番の案件は、土屋委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 4 号のうち、利用権設定の 6 番、7 番、9 番、10 番を除く案件につい

て、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第4号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定14件、再設定12件、計26件の申し出がありました。

議案書14ページの表は、新規設定です。

甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は20,896㎡です。

中段の表は、令和3年度の目標面積103,600㎡に対し、設定面積は123,846㎡、達成率は120%です。

続いて15ページの表は、再設定です。

山城・大鎌田・中道南地区からの申し出があり、合計面積は18,920㎡です。

中段の表、令和3年度の目標面積350,700㎡に対し、設定面積は301,337㎡、達成率は86%です。

16ページ1番から21ページ14番は新規設定です。

21ページから22ページ15番は再設定です。

22ページ16番から25ページ26番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。また、17ページ6番、18ページ7番、9番、19ページ10番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、農地所有適格法人の案件を説明します。

借り手が同じ5つの案件を同時に説明いたします。

まず、19ページ11番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に設立し、〇〇などを事業としております。経営農地は、〇〇を中心に〇〇㎡を有し、〇〇を中心に〇〇しております。構成員は〇〇名です。

当該農地では、〇〇予定で、利用権の新規設定です。

また、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて、19ページ12番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

当該農地では〇〇予定で、利用権の新規設定です。

続いて、20 ページ 13 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

当該農地では〇〇予定で、利用権の新規設定です。

続いて、24 ページ 23 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

当該農地では〇〇予定で、利用権設定の更新です。

続いて、25 ページ 24 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

当該農地では〇〇予定で、利用権設定の更新です。

引き続き、農地所有適格法人の案件を説明します。ページが戻りますが 20 ページ 14 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇への〇〇をはじめ、〇〇も行うなど精力的に事業を展開しております。また〇〇を開き、〇〇の6次産業化の製品作りも進めております。

経営農地は、〇〇を拠点に〇〇㎡を有し、主に〇〇しております。当該農地では〇〇予定で、利用権の新規設定です。

また、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

まず、利用権設定の 11 番から 13 番及び 23 番と 24 番の案件について、右左口・上九地区の柿嶋職務代理から補足説明をいたします。

#### ○柿嶋職務代理（右左口・上九地区）

先程事務局から説明がありました。この農事組合法人ですが、読み方がちょっとかわっている団体で、〇〇、と正確には読みます。説明のあったとおりメンバー〇〇人で約〇〇町歩からかって、今度〇〇年目になるのかな、ちやくちやくと〇〇を植えて準備をしているという状態です。徐々に徐々に耕作放棄地の解消に向けた結果が出てくるんじゃないかなと期待してますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（西名会長）

つづきまして、利用権設定の14番の案件について、滝川地区の渡邊委員から補足説明をお願いします。

○渡邊委員（滝川地区）

14番の案件についてですが、先ほど事務局が説明したとおりですけれども、あえて補足するとすれば、この案件は実際話があったのは春先の話なんですけど、〇〇と思っただけなんですけど、最終的には一般の農家では無理なところで法人のほうに話をしましたが〇〇はできないということでした。ただ同じ〇〇ですので最終的に法人のほうで〇〇ので、本来であれば〇〇の方はいいんですが、〇〇なんですけど、本来ならこれは〇〇になってもおかしくない土地なんですけど、法人さんのほうでからかってくれるということで契約となりましたので大変感謝しております。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件のうち利用権設定の6番、7番、9番、10番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

それでは、越石委員のご退席をお願いします。

**【 越石委員 退席 】**

つづきまして、議案第4号、利用権設定の6番及び7番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書17ページ6番及び18ページ7番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載

のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 4 号、6 番及び 7 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、越石委員はご着席をお願いします。

【 越石委員 着席 】

次に、土屋委員のご退席をお願いします。

【 土屋委員 退席 】

つづきまして、議案第 4 号、利用権設定の 9 番及び 10 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 18 ページ 9 番及び 19 ページ 10 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 4 号、9 番及び 10 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、土屋委員はご着席をお願いします。

**【 土屋委員 着席 】**

つぎに、議案第 5 号令和 4 年 2 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画及び議案第 6 号農用地利用配分計画（案）の作成についてですが、関連がありますので事務局より一括して説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 26 ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第 5 号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第 6 号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 26 ページをご覧ください。中道北地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が 2 件あり、合計面積は 1,922 ㎡です。

議案書 27 ページ 1 番、2 番をご覧ください。借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 28 ページ 1 番をご覧ください。2 名の土地所有者から中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、今年の〇〇月から就農しました。当該農地では、〇〇を設置し〇〇し、〇〇で出荷予定です。〇〇を利用して〇〇を整備する予定です。年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

説明は以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

議案第 5 号の利用権設定の 1 番と 2 番の案件と、議案第 6 号の 1 番の案件について、上曽根地区の小澤委員から補足説明をお願いします。

○小澤委員（上曽根地区）

管理機構が間に入っておりますので全く問題はないわけでございまして、南ブロックで〇〇を利用しての取り組みの案件は初めてでございまして、地域ではもちろん〇〇になっている案件ではないかと思えます。土地台帳申請のころから〇〇回ほど〇〇と会ってございますが、しっかりした計画、事業進行等確認しておりますので全く問題はないだろうと思えます。〇〇歳ということで〇〇なんです。研修をしっかり学んで今日にいたっているという背景を見れば、〇〇という話になりましても、地元としても非常に期待が持てる取り組みだと私は見ておりますので、皆様方のご支援ご配慮をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号及び 6 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

つづいて、議案第 7 号令和 4 年度農作業臨時雇賃金等標準額について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

農作業臨時雇賃金は、毎年見直しを行い、農家の方々にご提示しております。

県内の他市町や農協に、昨年の農作業の賃金調査を行い、平均額を算出し、大きな乖離のない金額を、甲府市農作業臨時雇賃金等標準額（案）として本日の総会に議案として上程させていただきました。

以上、ご審議のほどをお願いします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

議案第7号は、例年通り事務局が他市町村やJAなどに直近の賃金を確認し標準額を出したものです。こちらについても、特にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第7号について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第7号は決定しました。事務局には臨時雇賃金等標準額を公表し、3月発行の農業委員会だより及び農業委員会事務局のホームページへの掲載をお願いします。

つづいて、報告第4号甲府市賃借料情報について事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

令和3年に締結（公告）された農地賃貸借契約における賃借料を報告します。

作物区分は、水稲、野菜、ナス、ブドウ、モモに区分させていただいております。

それぞれの、地域区分ごとの、平均額は、水稲は旧甲府市（平坦地）で13,400円、旧中道町で9,500円、野菜につきましては旧甲府市（平坦地）が12,500円、旧中道町が11,400円、旧上九一色村が4,200円、ナスは旧甲府市（平坦地）が12,500円、旧中道町が8,100円、ブドウは旧甲府市（平坦地）が14,400円、旧甲府市（山間地）が12,400円、モモは旧中道町が11,300円ということになります。

なお、申し上げなかった作物・地域区分（例えば、「水稲の旧上九一色村」）については、令和3年中に賃借データ（5件以上）はありませんでしたので、他の地域をご参考にしてください。また、集計したデータは平均額の±70%を逸脱するデータを除いてあります。

以上で報告は終わります。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この賃借料情報は、昨年の農地銀行の貸し借りの中で平均値を求めお知らせしています。報告ではありますが、皆様から、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

特にご質問等ないようなので、報告第4号については、報告事項ですのでご了承くださいたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

○柿嶋職務代理（右左口・上九地区）

一点だけ。今後事務局が説明すると思うんですが、2月の行事予定の中で一番人数が多いのが22日の農地銀行推進会議と農地利用最適化推進委員の研修会ですかね。一番懸念されるのは今後どの程度コロナが流行化していくのかなど。今〇〇位になってこの会議は許認可事務だから、法律に基づく事務だからやらなければならないけれど、今後〇〇日の会議の時におそらく〇〇という数がもし出てきた場合やるのかな。

○議長（西名会長）

それは大変憂慮されることでございますし、減っていただければ大変結構なんですけれども、なかなか難しいことと思いますし、皆さんもご存じのとおり、近県で山梨だけ蔓延防止が申請してないですよ。こういう状態でこれが果たしていいのかなということがございますし、蔓延防止が決定したら現時点では行うのが難しいのかなと思います。その辺はまた事務局と相談かな。

○中村局長

はい、相談させていただきます。

○議長（西名会長）

この問題は推移を見ながら事務局と執行部で調整させていただきます。決定をしてやるかやらないか判断させてください。状況として中々やりにくいというのが現実だと思いますよね。ただなんらかの形で推進員の皆様に1年の経過報告をしなければならんと思っております。先ほどもありましたが、農地銀行の達成率が〇〇パーセントという素晴らしい数字を残していただいているのも、委員さんの努力の賜物と感謝しておりますし、再設定につきましてもあと一息ということでございますから大変厳しい中でございますけれども、皆さんの活動の評価が数字として残っているのは事実でございますので、そんな配慮をしながら今後の対応は、事務局と判断しながら執行部に一任をいただきたいと思っております。よろしいですか、それで。

○柿嶋職務代理（右左口・上九地区）

はい、良いと思います。

○議長（西名会長）

他になにかありますでしょうか。

《 質問・意見なし 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

**【5. 総会閉会の宣言】**

以上をもちまして、1月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。